



5/10(日)は母の日です。プレゼントはもう決まりましたでしょうか?定番のカーネーションをはじめ、スイーツも気になる場所です。そんな中、今は選び直すことができる贈り物があるそうです。プレゼントを送ると、受け取った側はそのまま受け取るか、同じ価格帯の別のものへ選びなおすことができるという仕組みのようです。何だか斬新です。



## 1. 労働行政

## 2. 転職・副業

### ●地方労働行政運営方針(令和8年度)

～今年度の労働行政の動向は?～

→厚生労働省より、今年度の**労働行政運営方針**が打ち出されました。これを基に、全国の労働局が方針を出していきます。

【R8 地方労働行政運営方針】(おもなもの)

- ・ **最低賃金・賃金の引上げに向けた支援**  
→生産性向上・非正規従業員の処遇改善・**より高い処遇への労働移動**等により労働市場全体の賃上げを支援
- ・ **リ・スキリングによる能力向上支援**  
→教育訓練給付金拡充の周知、**デジタル人材**の育成、リ・スキリングの認知促進、成長分野等への労働移動の円滑化
- ・ **人手不足対策**  
→**医療・介護・保育**分野への積極的な人材確保支援、雇用仲介事業(お祝い金・転職勧奨禁止)・募集情報等提供事業(金銭等の提供を原則禁止)への対応
- ・ **多様な人材の活躍推進と職場環境改善に向けた取組**  
→**高齢者・障害者・外国人・若者**への支援、**ハラスメント**対策
- ・ **安全で健康に働くことができる環境づくり**  
→**長時間労働の抑制**、**中小・小規模事業者**等への支援

→今年度も**働き手不足**への対策がメインテーマになります。更なる人口減少に向けて、個々のニーズに応じた**多様で柔軟な働き方**を選択できるような社会の実現が目指されています。

### ●転職・副業時の技術流出対策!

～技術流出対策ガイダンス第2版～

→海外進出時や**転職・副業**時等の技術流出を防止する対策について、経済産業省から技術流出対策ガイダンス第2版が発表されました。今回は**人の動きに伴う技術流出**への対策について見ていきましょう。

(技術流出の事例)

**SNS**、**役職者の転職**、**産業スパイ**の接触等

(防止策)おもなもの

- ①情報管理に関する**ルール**の整備・運用の徹底  
→就業規則、雇用契約、出向契約、業務委託契約等
- ②情報管理に関する定期的・階層的な**研修**の実施
- ③法令上必要な事項の**採用時確認**  
→転職者の技術情報の持ち込みで**営業秘密侵害**となる恐れあり。外為法違反にも注意が必要。
- ④**副業**等を通じた情報流出の防止
- ⑤**競業避止義務**契約の適切な活用
- ⑥**アクセスコントロール**の徹底、退職時の**アクセス制限**
- ⑦**デバイスの管理**・利用ルールの徹底
- ⑧ソフトウェアや**SNS**等の利用ルールの徹底
- ⑨**工程の細分化**・全体工程を知る役職者の限定

→正社員に限らず、派遣従業員・出向者・フリーランス等も対象になってきます。退職者との良好な関係の構築も大切です。

## 今月のピックアップ



### ●源泉徴収票のみなし提出の特例～今年の年末調整後処理から変更!～

これまで行っていた**税務署**への**源泉徴収票**の提出が**不要**になります。R9.1以降市区町村へ**給与支払報告書**を提出することで、税務署へ源泉徴収票を提出したものとみなされます。

### ●男女間賃金差異・女性管理職比率、公表義務拡大!～R8.4から～

女性活躍推進法が改正され、**従業員101人以上**の企業へ、**男女間賃金差異**の公表義務の拡大と**女性管理職比率**の公表義務の新設が開始されています(令和7年2月号参照)。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

